

令和6年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会及び
障害者差別解消部会（障害者差別解消支援地域協議会）会議録

日時：令和7年1月27日（月）14:00～16:06

実施：リモート形式によるオンライン開催

次 第

- 1 開 会
- 2 説明
障害者の権利の擁護に関する委員会及び障害者差別解消部会の概要
- 2 議 題
 - （1）令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について
 - （2）障害者差別に関する相談状況について
 - （3）さいたま市障害者相談支援指針について
 - （4）その他
- 3 閉 会

配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 資料1 令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について
- ・ 資料2 【非公開資料】障害者差別に関する相談状況について(令和6年12月末時点)
- ・ 資料3 障害者差別相談票(最終案)新旧対照表(最終案、現行様式含む)
- ・ 参考資料1 障害者差別相談票意見まとめ
- ・ 参考資料2 改正障害者差別解消法の施行に伴い感じている変化について(令和6年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議意見まとめ)
- ・ 参考資料3 障害者差別虐待に関するパンフレット

出 席 者

委 員・・・大村委員長、森脇委員、若杉委員、宮井委員、月岡委員、
藤本委員、佐野委員、滝澤委員、荒井委員、豊永委員
臨 時 委 員・・・川島臨時委員、新井臨時委員、川津臨時委員、一ノ瀬臨時委員、
竹内臨時委員、竹野谷臨時委員、清水臨時委員、紺野臨時委員、
遠山臨時委員
事 務 局・・・障害政策課長、障害政策課ノーマライゼーション推進係長
障害政策課職員

欠 席 者

黒金臨時委員、塚田臨時委員、塚越臨時委員

1. 開 会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は、障害政策課の荒木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様大変お忙しい中、令和6年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきたいと存じます。資料といたしましては、

- 1 次第
- 2 委員名簿
- 3 資料1 「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」
- 4 資料2 「【非公開資料】障害者差別に関する相談状況について(令和6年12月末時点)」

なお、資料2「障害者差別に関する相談状況について(令和6年12月末時点)」の詳細につきましては、個別具体的な個人情報を含む事案でございますので、議題2「障害者差別に関する相談状況」の際に画面表示させていただきます。

- 5 資料3 「障害者差別相談票(最終案)新旧対照表(最終案、現行様式を含む)」
- 6 参考資料1 「障害者差別相談票意見まとめ」
- 7 参考資料2 「改正障害者差別解消法の施行に伴い感じている変化について(令和6年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議意見まとめ)」
- 8 参考資料3 「障害者差別虐待に関するパンフレット」

以上でございます。

続きまして、今回の委員の皆様の出席状況を確認させていただきます。オンラインでの出席委員19名、欠席の委員3名で過半数の方が御出席されておりますので、さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例施行規則第19条2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

また、本日は、オブザーバーとしまして国土交通省関東運輸局バリアフリー推進課課長補佐 本山様に御出席いただいております。

続きまして、会議の公開についてですが、さいたま市情報公開条例第23条の規定により原則会議公開することと規定されております。本日、傍聴を希望する3名の方が傍聴会場にお越しですので、傍聴を許可したいと存じます。

ただし、議題2「障害者差別に関する状況について」は、議題の後段において、個別具体的な差別事案を取り扱う予定ですので、一部非公開とさせていただきます。傍聴人につきましては、議題2の非公開部分に入る前にお声がけいたしますので、申し訳ございませんが、一旦ミーティングルームから御退席をお願いいたします。

ここで、皆様にお願いがございます。

本日は、多くの方にオンラインで御参加いただいておりますので、御自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いします。

また、御発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長からの指名後に御発言ください。その際、どなたが発言されたか分かるように、お名前を仰っていただいてから、御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、只今より令和6年度第2回さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員

会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、障害政策課長の久保より御挨拶申し上げますところですが、本日所用がございまして欠席となりますので、私の方から代読させていただきます。

それでは、委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

(事務局（代読）)

皆様、こんにちは。

さいたま市障害者の権利の擁護に関する委員会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、御出席いただいております皆様におかれましては、平素より、本市の障害者施策の推進について、格別の御協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

また、公私ともに御多忙中にもかかわらず、今年度最後の委員会に御出席いただくとともに、この1年間、委員会の開催及び会議の運営に、多大なる御協力をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

さて、本年度、議題としていた、「障害者差別相談票」について、本日事務局より、最終案を御提示し、御議論いただきます。来年度以降、作成した様式を現場で活用できるよう、本日も忌憚のない御意見をいただけたらと思います。

最後に、委員の皆様におかれましては、この3月をもって、一旦任期満了となります。長きにわたり、本市の障害者福祉行政に、御尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

今後につきましても、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けて、障害者差別の解消を推進する取組を着実に進めてまいりたいと考えておりますので、それぞれのお立場から、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上を持ちまして、課長挨拶ということで代読させていただきました。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、以後の進行を大村委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

それでは、ここから私、大村の方で議事を進めさせていただきます。私の声聞こえておりますでしょうか。

この委員会ですが、冒頭課長からの御挨拶の代読があったように、ノーマライゼーション条例が他の自治会に先駆けて作られた、それから法律ができる前から作られている条例に基づいて設置されている委員会ということになります。その後、差別解消法の施行、昨春から全施行という形になっておりまして、世の中も色々と動いてきているところかと思えますけれども、こういう状況にもフィットしながら、フィットできるようにこの会を進めていけたらなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日御用意している議題は3つございます。1点目が、差別解消に関す

る周知啓発の取組についてということで、例年の取組について報告をしていただくということです。それから2つ目が、差別に関する相談状況ということで、個別具体の差別状況、事案が上がってきたものについて確認をしたり、議論をしたりする場ということになります。ここは傍聴の方は、御退席いただくことになるかと存じます。それから3つ目、相談支援指針についてということで、こちらも冒頭、御挨拶の中にもありましたけれども、次年度以降、この相談票を変更したいという趣旨で検討を進めてきたわけですが、そのことについて御議論いただくということになります。

それではこの大きく分けて3つの議題をこの後進めていくということになりますけれども、まずは、この会議体が設置されている根拠になっているノーマライゼーション条例、それから差別解消法に関わっては、国の方でも差別解消法の推進に関してかなり力を入れて研修の場等も設けているところです。昨年度、私の方でも研修会の場に障害政策課の方と参加させていただきましたが、今年度については、7月29日（月曜日）に、令和6年度「障害者差別解消支援地域協議会体制整備・強化ブロック研修会」、つまりブロックごと、全国をいくつかのブロックに分けて研修会が行われております。この概要の報告を事務局からお願いしたいと思います。

（事務局）

はい、障害政策課の竹鼻と申します。

それでは内閣府主催、「令和6年度障害者差別解消支援地域協議会に係る体制整備・強化ブロック研修会」について、概要を報告させていただきます。

本研修会には、本市からは森脇副委員長と障害政策課から真野と竹鼻の計3名で参加しました。

本研修会では、「改正障害者差別解消法の施行に向けて」という題で内閣府からの行政説明、全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事兼事務局長 又村氏から「障害者差別解消法改正を踏まえた地域協議会の機能充実と相談対応マニュアルの活用」を題に基調講演を事前に視聴し、当日は、事前視聴動画の質問への回答及びケーススタディーを用いたグループディスカッションを実施しました。

今回のグループディスカッションでは、電動車いすを利用している身体障害者とフィットネスクラブの利用を巡っての案件で、障害者、事業者へそれぞれ確認する内容の確認や、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の不提供」にあたるか、どのような対応が考えられるか等を議論し、他の自治体関係者と障害者差別事例に対する認識のすり合わせを行いました。

本研修後、森脇副委員長からは、当事者の申し出や相談はとても重要な位置づけとされてはいるものの、当事者もそういう経験がない人や、上手く視点を定められずに表現されている場合もあって、それをどう聞き取るか、が重要であり、合理的配慮案件ではないと思うような相談にも、それをどう扱うか、何を訴えていて、何が困難なのか、どこに繋げてどう解決するか、というようなじゃない相談の対応蓄積も役に立つという又村さんのお話や他の自治体の担当者とグループワークをしてみると、どここの自治体でも相談担当者は少なく、それぞれ不安を抱えており、グループワークで話し合うことでちょっとホッとされているようだったことが印象的であった等の感想をいただきました。

以上、簡単ではございますが、研修会の報告とさせていただきます。

(大村委員長)

ありがとうございました。

全国で展開されている、差別解消支援に関わるブロック研修に、障害政策課の真野さんと竹鼻さんの方で参加をしていただき、またこの委員会からは森脇副委員長に御参加いただいたということで、今御報告がございました。

森脇副委員長、オンラインで御参加かと思えますけれども、今、参加された感想を御共有いただいたところですが、差し支えない範囲で、少し皆さんに研修に参加しての感想と併せて、さいたま市に対する少し知見の活用、こんなふうにしたらいいのではということがあれば、併せてお知らせいただけたらありがたいかなと思ったんですけれども、いかがでしょうか。

(森脇副委員長)

森脇でございます。皆様、こんにちは。

お時間いただけるってことで、ありがとうございます。

竹鼻さんに事前に感想といいますか、私の受けた印象なんかお伝えしておりましたので、概要についておまとめいただいて、先ほどお話いただいたかなと思うんですけれども、少しお時間いただけるようでしたら、ちょっと感想を述べさせていただきたいなと思っています。

まず初めに、たくさん話すわけではないんですけれども、いくつかまとめてお話させていただくと、やっぱり相談案件の例みたいなのところはですね、事例みたいなものは、かなり皆さん差別解消法に関してもそうですし、後は広域の相談の事例なんかも御経験があったり、後はイメージが付きやすいといいますか、非常に分かりやすい事例を出していただいていたので、事例を検討すること自体はすごくスムーズにどちらの自治体にできたのかなというふうに思っています。

ただ、やっぱり複雑な事例っていうのは法の整備上の問題かとは思いますが、相談案件が発生地主義なのか、居住地をベースにするのかっていうところは、実は今回、ブロック研修会は関東圏だけ、しかも首都圏の大きなところばかり集まっていたので、似たような対応の仕方になるなっていうことを共通認識したんですけれども、全国手をつなぐ会の又村先生のお話だと、関東と関西で随分違うとか、そういうことなんかもお話をいただいたんですね。

ですから、地域の違いみたいなのも出てくるので、やっぱり埼玉県であれば、県内のよく似た近隣地区っていうところもやっぱり考えていかないといけませんし、さいたま市で考えると、さいたま市から都心の方にお仕事で出られておられる方々とかが多いと思うので、そのベッドタウンとお仕事されているところでの発生地主義なのか居住地主義なのかみたいな問題って広域にかなり分かれやすいなっていう印象がありました。

ですので、これをどうやって解決していくかっていうことなんですけれども、広域になれば国が少しサポートをして、間に入って調整をしてくださるようなことも、もっと活用していただきっていうお話もあったんですけれども、それだけではなくて、やっぱり近隣の担当されている方達は、どこの自治体も少人数精鋭で取り組んでおられるということですので、少し顔が見える関係性があると、事例の蓄積もそうですし、

後は、その対応するっていうふうになった時に、相談事例を通してだけではなくて、日常的な顔の見える関係っていうのが、実はすごく心強いんじゃないかなというふうに感じたところです。

また、先ほどもお話に出していただきましたけど、じゃない相談っていうようなフレームでお話されていた、障害者差別解消法の対応ではないかもしれない、他の何か、例えば経済的な支援が欲しいというような申し出でも、例えば差別っていうフレームで御相談されるっていうこともあるみたいです。例えば、じゃない相談をどうやって他のところに繋げていくとか、じゃない相談の中から、差別に該当することがやっばりないのかっていうことを、もう一度改めて確認するような手続きっていうのは、すごく色々な視点が入らないと、上手く成立しないだろうなというふうに思いましたので、1つの入口が相談票の存在かなということと、相談票を使った市の職員の方々のファーストコンタクトがすごく重要なのだろうなと、実感したところですので、そういうものをどういうふうに市内で広げていけるかっていうところを検討していただければいいのかなというふうに思いました。

私みたいな、ちょっと変わった立場のものは、非常に少ないところだったので、私自身はちょっと新鮮だったのですけれども、職員の皆さんが顔が見えるとすごくホッとされていたのが、なんか印象的だったなっていうふうに思っております。

長くなりました、申し訳ありません。以上です。

(大村委員長)

急に振って申し訳ありません。ありがとうございました。

今のお話からは発生地主義なの？それとも居住地主義なの？っていうところで、まだ特に揺れているというか、どちらでもあるってところも難しい部分かなと思いますが、さいたま市のノーマライゼーション条例は、居住、通勤、通学とも対象の範囲にしているっていうのが非常に良い点かなというふうに思いますし、メリットかなと思いますので、できることを重ねていけるといいかなと思って伺っておりました。

それから入口の話。つまり、相談を受け付けるその人の対応もすごく大事ということで、さいたま市の場合ですと、障害者生活支援センターと支援課ですね。支援課と障害者生活支援センターが窓口当たるかと思いますが、例えば今日お話いただいたような事例検討みたいなものって、そういう職員の方々がお聞きになられたり、実際に対応されたりすると、もしかすると、大きな学びになるのかなと思ったのですけれども、是非、来年度に向けた検討課題の1つにできるといいかなと思って伺っておりました。

御報告ありがとうございました。それでは今の御報告も含めて、もしかするとこの後の議題の議論の中で、御意見等出てくるかもしれないのですが、是非、活発に御意見ちょうだいできますと幸いです。

議題1. 令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について

それでは、本日の議題に入ります。

まず、議題の1番、「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」ということで、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、議題1「令和6年度障害者差別に関する周知啓発の取組について」御説明させていただきます。

お配りしております、資料1「令和6年度障害者差別解消に関する周知啓発の取組について」を御覧ください。まず、「1 事業者や市民を対象とした啓発」の(1)パンフレットの作成・配布としましては、①「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」と②「合理的配慮提供促進事業」がございます。

まず、「障害を理由とする差別の解消に関するパンフレット」については、例年、啓発イベントで配布を行うほか、この後御説明をいたします、合理的配慮提供促進事業の周知と併せて、市内飲食店、医療機関等へ配布をしています。

今年度は、障害のある方も利用する機会の多い事業者に対し周知を行ったほか、市内で実施された多くのイベントにおいてもパンフレットを配架していただき、周知を実施し、現在12,000部程度配布しております。

なお、今後につきましては2月15日に開催を予定しております、「ノーマライゼーションカップ」においても、来場者へ周知を行う予定です。

次に、「合理的配慮提供促進事業」について、御説明いたします。

本事業の目的といたしましては、障害のある方が日常生活において利用する店舗等の事業所、例えば小売店や医療機関、飲食店、美容室等が、障害のある方に対し、合理的配慮を行いやすくするために、事業者等が行う合理的配慮の提供に要する費用の一部に対し、補助金を交付する事業です。

交付の例としましては、簡易スロープや筆談ボード、パーテーション等の物品購入に係る費用、また、点字メニューの作成等に係るコミュニケーションツール作成費で、これまでの実績としましては全件、物品購入に係る費用となっております。

本事業は令和元年度に始まり、令和5年度までに合計で32件の申請、今年度は、12月末時点で7件の申請をいただいております。

続いて、(2)イベントにおける周知についてです。

イベントにおける周知としては、大きく3点ございます。

なお、第1回目の委員会において、開催までの経緯を知りたいとの御意見をいただいておりますので、今回より資料にそれぞれ追記をしております。後ほど、御覧いただければと思います。

まず、①「大宮アルディージャ手話応援」についてですが、障害のある人もない人も一緒にサッカーJリーグの大宮アルディージャを手話で応援するイベントで、今年度は、7月13日(土)にNACK5スタジアムにおいて実施し、1,500名の方に御参加いただきました。当日は、市長挨拶において、障害のある方への理解について触れ、また、啓発グッズやパンフレットを配布し、ノーマライゼーションの理念について啓発を行いました。

続きまして、②「障害者週間『市民のつどい』」についてでございます。この「市民のつどい」は、12月3日から9日の障害者週間を記念して、障害者への理解と関心を深めていただくとともに、障害者の社会参加の促進を図ることを目的に実施しているイベントです。

今年度は、プラザノースと市民広場、きたまちしましま公園にて、12月7日(土)

に実施しました。当日は、稲川淳二氏による基調講演や障害者施設・団体によるステージ発表、障害者団体によるブース展示等を実施し、2,494名の方に御来場いただきました。

最後に③「さいたま市ノーマライゼーションカップ」についてです。ノーマライゼーション条例とその理念を市民に普及啓発するために、平成24年度から実施しているイベントでございます。今年度は、2月15日に、昨年度同様、女子日本代表チーム対女子インド代表チームの試合を実施する予定でございます。こちらにつきましては、親善試合だけでなく、来場者へのパンフレット配布やブラインドサッカー、アーチェリー、ボッチャ、サウンドテーブルテニス等の体験ブースを設置する予定です。

続きまして、(3)研修の実施でございます。こちらは、平成30年度からの取組になりますが、障害福祉サービス事業所を対象とした研修の中で、障害者差別に関する研修について、資料をホームページに掲載する形で実施し、改正障害者差別解消法についても周知を行いました。

また、今年度新たに、市内障害福祉サービス事業所等に施設長、管理者、虐待防止等の責任者を対象に、講義・グループワーク形式の研修を障害福祉課企画管理係と実施し、86名の方に御参加いただきました。

続きまして、「2 市職員を対象とした啓発」でございますが、大きく、一般の職員を対象とした「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」と市長・副市長・局長級職員等を対象とした「ノーマライゼーション推進市職員研修」がございます。

まず、①「障害を理由とする差別の解消に関する職員研修」の実施でございますが、さいたま市職員として、障害を理由とする差別の解消を推進するために必要な知識を習得することを目的に研修を実施しております。対象はさいたま市役所の全部局の職員で、各課所室等から職員1名が参加することとし、今年度は412名の方に御参加いただきました。

また、庁内のユニバーサルデザインの所管部局と連携いたしまして、体験型の研修を11月に実施しております。

最後に、②「ノーマライゼーション推進市職員研修」の実施についてです。こちらにつきましては、市長、副市長をはじめとする、市の幹部職員が、障害についての理解を深め、ノーマライゼーション社会の実現に向けて取り組む姿勢を市民に広く示すことを目的として実施するものでございます。

今年度は12月25日に、ボッチャをテーマに、埼玉県ボッチャ協会事務局長の村田由美子氏や選手をお招きし、パラスポーツの歴史についての御講義とボッチャ体験を行いました。

最後に「3 その他」といたしまして、「全日本盲導犬使用者の会」創立30周年式典を市内で開催するにあたり、障害者差別解消の取組の一環として、さいたま市ホームページでの情報提供の強化やSNSでの発信を行いました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

御説明ありがとうございました。

これまでと違って、資料に開催までの流れということで、どんなステークホルダーと一緒にどんな形で進めていたのかっていうのが詳しく書かれているようになった

ので、かなり昨年に比べますと理解しやすくなったのかなというふうに思っております。

さて、今の説明に関しまして、皆様の方からの御質問、お気づきのことをお聞きできれば、いかがでしょうか。

荒井委員お願いいたします。

(荒井委員)

はい、荒井です。

今2点ほど私の方からお話をさせていただきたいと思います。

気づいたことに関して、イベントにおける周知のところなんですけども、やはり最近これ見ていると、毎回毎回同じ、毎年同じ内容を繰り返し、イベントだけではないかもしれないですが、周知啓発に関して毎年同じような内容が繰り返し行われているということで、何となくマンネリ化しているような感覚を受けます。

特にイベントに関して、私、たまたま今年は市民のつどいに、私が所属している団体で出展させていただいて、1日市民のつどいの色んなところを見させていただきましたけれども、感じたのは、その差別解消の周知とか啓発というところがちょっと弱いのかなと。折角関心ある方が集まってきているので、例えば盲導犬の受け入れに関してとか、或いは障害種別ごとにミニセミナーとか、ミニ講演会みたいなものを作って、視覚障害の方はこんなことに困っていますとか、こうしていただくとありがたいですとか、或いは聴覚障害の方はこうですというようなことをやってみたりとか、或いは接客はこうですとか、或いは誘導とか、シーン別にちょっとやってみるとか、或いは動画みたいなものを作れば、例えば短編動画で各イベントの時に流せば、市民のつどいだけじゃなくて、手話応援のところだとか、ノーマライゼーションカップのところだとかでも使えるでしょうし、直接的な啓発に繋がるような試みっていうことをやってみてもいいのではないかなというふうに感じました。

それからもう1点は、ここには出てきていないのですが市民会議のお話です。

折角市民会議という良い仕組みがあるのですけれども、何となく最近ちょっと低調、参加も低調になってきているような感じがします。その一因としては、やっぱり参加して出した意見が、実際に成果となって見える形になっていないというので、参加意欲がどうしても沸いてこないのかなという感じがしました。

当然、市民会議は総合支援計画を作るためのステップですので、その部分については、しっかり話し合っていないといけないと思うのですけれども、例えば、前は避難所のレイアウトに関して意見を聞いていただいて、確か先週の政策委員会の時に、政策課さんの方からは、そのレイアウトをモデルケースとして作ってみたい、なんていうお話があったと思うのですよね。是非、こういったことを見える化していただいて、こんなレイアウトを作ってみましたというのを、今度例えば市報で広報するとか、ホームページで公開するとか、市民にこう見える形で、積極的に公開していただけると、参加した方も、あーこういうふうに私の意見が役立っているんだなというのが見えて参加意欲も高まるでしょうし、一般の方にとっても啓発になると思いますので、是非、そういったところを今後も進めていっていただければと思います。以上です。

(大村委員長)

荒井委員ありがとうございました。

今の荒井委員の御意見に対して、事務局の方から何かございますか。

(事務局)

はい、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

荒井委員、御指摘ありがとうございます。

まず、イベントの周知についてですけれども、かなり耳の痛い御意見をいただいたところではありまして、毎年同じような内容を繰り返して、マンネリ化しているのではないかと。我々としても肝に銘じなければならない御指摘だと思うんですけれども、障害者週間市民のつどいにつきまして、やはり一般の方になるべく来場していただくようにといった工夫を毎年重ねさせていただいております、やはり今年度についても、前年をさらに上回る来場者をいただけたという成果が出たところでございます。

ただ、その反面どうしても一般の人を集めるようなイベント、パラスポーツの体験会とか、非常に参加しやすいような点ばかりをちょっと重視したようなブースに力を入れてしまっている面も無きにしも非ずですので、やはり障害者週間の啓発イベントという内容が、やはり第1の目的、主眼のイベントになっておりますので、荒井委員に御指摘いただいたような差別解消に関する内容を啓発するようなブースであったりとか、ミニ講演会をやったりとか、そういったものにつきましても、例えば聴覚障害者協会さんの御協力をいただいて手話のミニ講演会をやったり、視覚障害者の団体の方に、後、盲導犬の団体等に来ていただいて、ブースを設置したりしている部分もところどころあるにはあるんですけれども、ちょっとそういった面にも力点を置いてブースを作ったり、イベントを進めるような方向性も、今後検討していかなければいけないといったことを、今考えて思ったところです。

もう1点の市民会議でございます。こちら荒井委員から御指摘があった通り、先週の障害者政策委員会の方でも、市民会議で意見は言ったものの、その意見が反映されたかどうか、なかなか見えてこないといった御意見をいただいたところでございます。

特に、今年度はですね、能登半島の地震を受けて、防災対策、災害対策に関しての議論を市民会議や障害者政策委員会で1年かけて議論させてきていただいたところでございます。

こちらを受けて、実際に防災対策について何らかの反映をするのは主に防災部局、危機管理部局の方になりますので、そういった方面で市民会議の皆さんからいただいた意見をある程度集約させていただいて、今、お話いただいた避難所のレイアウト案や市民会議で出てきた御意見を、関係する防災部局、防災課や、この避難行動要支援者名簿等を管轄している福祉総務課、障害福祉部内に情報共有させていただいて、こういった意見が出まして、こういったことを反映していただきたいといったような、そういった市民会議で出た御意見を、関係部局に届けるような取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。以上です。

(大村委員長)

荒井委員、よろしいでしょうか。

(荒井委員)

はい、ありがとうございました。
よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

他に御意見、それから御質問などいかがでしょうか。
川津臨時委員お願いします。

(川津臨時委員)

川津雅弘と申します。

私は耳が聞こえませんので、代わりに手話通訳が私の手話を読み取っております。
よろしくお願いいたします。

まず1つ質問したいことがあるんですが、1ページです。パンフレットの周知啓発について、ちょっと分からない部分もあるんですが、北の地区の飲食店ですかね、西、北、大宮、見沼、というところが配布地域として上がっているんですが、浦和区ですとか桜区ですとか、緑区、中央区、その辺りには配布の予定はあるのでしょうか。

2つ目です。2つ目は、区民まつりです。さいたま市には10区あって、区ごとに区民まつりというのが開催されると思うんですが、その時にパンフレットの周知は行っているのでしょうか。やっているのであれば、そのことについて報告をしていただきたいと思います。

3つ目が、成人式のことなのですが、1月に成人式があります。ノーマライゼーション条例、差別解消法、合理的配慮を受けて、成人の方達も知らないと思うので、その方達にもPRするのが大事かと思っております。

また、区民まつりの中では、展示だけではなくて15秒ぐらいのコマーシャルを作って、周知啓発をすると動画を見て、皆さんへの啓発に繋がるのではないかなと、そういう企画作りも大事だと思っておりますので、併せて意見として出させていただきます。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

大きく3つありまして、1つはパンフレットの配布について、区の偏在化を見ると資料であるんだけどこれがどうなっているかっていうと、2つ目が、区民まつりでのパンフレット配布があるのかどうか。それから3つ目は、15秒間動画も含めた、周知啓発の工夫といったその辺りかなというふうに思いますけれど、いかがでしょうか。

事務局から返答あればお願いします。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係の荒木でございます。

まず1点目の資料1の1ページで報告させていただいた、パンフレット配布先企業等の飲食店の内訳ですね。西、北、大宮、見沼、岩槻エリアに令和6年度について、配付させていただいたという資料なんですけれども、こちらですが、西、北、大宮、見沼、岩槻の5区に3,000部以上お配りさせていただいたという報告になっているん

ですけれども、御覧の通り、半分の区だけでも 3,000 ありまして、要するにさらに南の方、浦和、桜、南、緑、中央、そちらを含めると、さらにプラス 3,000 になります。やはり、1 年度で郵送できる郵送費等、ある程度予算の制約等もありますので、今年度についてはこの北側の区の飲食店にパンフレットを提供させていただいたところでございます。

ですので、次年度に関しましては、また予算の都合がつけば話なのですが、南の方の桜、中央、浦和、南、緑の区の方に同じような形で、パンフレットの方をお送りさせていただいて、差別解消に対する周知啓発をさせていただければというふうに考えているところでございます。

続いて 2 点目の区民まつりでの周知啓発でございます。

こちら実は、10 年以上前にノーマライゼーション条例を制定した際に、ノーマライゼーション条例が制定されましたといった形で、区民まつりを行脚するような形で、障害福祉課の職員が、啓発のティッシュを来場者に配らせていただくとか、ブラインドサッカーのイベントをやったりとか、そういった各区の区民まつりの場を活用して周知啓発をさせていただいた経緯がございます。

多くのさいたま市民の方に啓発する手法として、区民まつりを活用してやるというやり方もあるにはあるんですけれども、どうしても 10 区ありまして、障害政策課ノーマライゼーション推進係の職員もそんなに多くいるわけではございませんので、人員、予算にも限界がある中で、1 ヶ所に集約して何かイベントやった方がいいんじゃないかということで、ある程度予算をかけて委託して実施している「ノーマライゼーションカップ」であったりとか、そういったイベントが始められたという経緯もございます。

ですので、啓発の手法としては、やはり予算と人員の制約がある中で、やれる範囲でのやり方になってきてしまうと思いますので、今後についても、区民まつりを活用して周知啓発するということに関しては、予算のかからない、人員がかからないようなやり方をちょっと模索して進めていく必要があるんじゃないか、と考えるところでございます。

1 点、今年度予算とか手をかけずにやられた実績として、緑区の区民まつりが埼玉スタジアム 2002 の外のスペースを会場として実施しておりまして、そこの外向けの電光掲示板は活用させていただいて、デフリンピックの周知啓発の映像を流させていただいたという実績がございます。

そういった形で、区民まつりは各区のコミュニティ課で実施する事業なんですけれども、そちらの方にアンテナを張らせていただいて、今年度実施した緑区での啓発のような形で、我々の周知啓発の活動ができるような余地があれば、それを今後上手く活用してやっていきたいな、と思っているところです。

同様に成人式の PR なんですけれども、成人式の間を活用して PR するのも 1 つの手法だと思うんですけれども、来場者 1 万人ぐらいいらっしゃって、1 万人の参加者に、今パンフレット等の印刷物を配っているかどうか定かじゃないんですけれども、そこに何らかの周知啓発の記事を載せるとなると、成人式のイベントも協賛企業とかを募って、そこの広告スペースを活用している部分もあるかと思うので、成人式の間でパンフレットに広告を掲載するであったりとか、成人式の間で動画を流すとかになると、経費がかかる面が否定できないところです。

そちらに関しては、恐らく実施するとなると、実際には経費がかかってしまう可能性が非常に高いと思いますので、研究させていただきたいと思います。以上です。

(大村委員長)

川津臨時委員、今のお答えいかがでしょうか。

(川津臨時委員)

承知しました。ありがとうございます。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

時間の制約もありますが、あと1問ほど御希望があれば、御質問、御質疑を取りたいと思いますけれども、議題の1に関わって他にいかがでしょうか。

はい、清水臨時委員よろしくお願いします。

(清水臨時委員)

はい、ありがとうございます。

時間のこともありますので、手短にお話させていただきますが、この障害者差別解消に関する啓発については、小さい頃を対象にやっていると良いと思うので、意見、予算の関係もございしますが、さいたま市内の小学校や中学校にパンフレットを配るとか、先ほどビデオとかのお話もあったので、道徳の授業とかで、そういう障害者差別解消に関する動画を学生に視聴させて、それに基づいて小さいうちから障害者差別に関する意識づけをしていくのがいいと思いますので、是非、参考にさせていただければと思います。以上でございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

今、清水臨時委員からいただいた御指摘なんですけれども、こちらも小中学校向けの周知啓発につきましては、パンフレットではないんですけれども、A3を2つに折ったA4状にしたリーフレットも毎年作らせていただいております。こちらの方を全校市立小学校6年生に向けて配布させていただいております。

そのような形で、若いうちから、ノーマライゼーションの理念だったり、そこには合理的配慮とか、細かい点までは記載をしてはいないんですけれども、障害のある方に対する配慮、障害理解についての内容のものを配らせていただいているところでございます。

(大村委員長)

ありがとうございます。

もう既に教育機関に向けても行っているということでもありますけれども、先ほどの清水臨時委員の御意見も恐らく、教育の中で行うとしても動画を使うなど、それから今だとNHKのEテレなんかでも、そういうアーカイブですごく分かりやすい動画が用意されていたりするかと思いますので、そういう新しい時代にフィットした広報啓発のあり方を考え欲しいという意味かなというふうにも思いましたので、引き続き御検討いただければと思います。ありがとうございました。

それでは、まだ御意見ある方もいらっしゃるかと思いますので、最後に時間をとりたいと思いますので、その時に御意見いただきましたら幸いです。

では、次の議題に移らせていただきます。

議題の2番目「障害者差別に関する相談状況について」ということで、事務局から説明をお願いします。

ここから、個人情報を含む資料の説明に入りますので、申し訳ございませんが、傍聴人につきましては、ここでミーティングルームからの御退席をお願いします。

(事務局)

はい、事務局です。

傍聴の方お戻りになりましたので、よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

議題の3番目、「さいたま市障害者相談指針について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

議題3. さいたま市障害者相談支援指針について

(事務局)

それでは、議題3「さいたま市障害者相談支援指針について」御説明いたします。資料3「障害者差別相談票(最終案)新旧対照表」を御覧ください。

本日お配りしております、最終案作成の流れとしましては、第1回委員会後に、委員会でいただいた御意見を反映した事務局修正案を作成しました。作成したものを、委員長、副委員長にそれぞれ御覧いただき、御意見をいただいた後、実際に使用する各区役所支援課、障害者生活支援センターへ意見照会を行いました。これらの意見も踏まえ更に修正を加えたものが、本日お配りしている最終案になります。

いただいた御意見と対応については、参考資料1の通りで、現行様式から修正や追記している部分は、最終案の文字を赤字にしております。ここでは、資料3の新旧対照表と障害者差別相談票(最終案)を確認いただきながら、現行の様式との違いについて、簡単に御説明いたします。

まず、相談票全体として言葉が難しく、分かりづらい部分があったため、例えば、被差別者から「本人(差別をされた障害者)」への言い換え、相談内容のみの記載では相談対応に不慣れな職員が担当する際、何を書いていいか迷ってしまうことを想定し、場面やどのような対応をされたか等、それぞれ項目を分け、括弧書きでどのようなことを聞き取り、確認すればいいのかを補足できるような形に変更しました。

また、性別無回答欄やメールアドレス欄の追加、提供する情報の本人同意状況、JIS規格の記載等も追加しております。

本日は、資料3の最終案について、御承認いただく又は、修正や追記の必要があると考える場合には、御意見をいただければと思います。

なお、今回の御意見を最終とさせていただき、最終版を基に、自立支援協議会に諮ろうと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

御説明ありがとうございました。

現行では、これ相談支援指針というのがさいたま市にありまして、その中で、支援課、支援センターの方で受け付ける受付表が、差別と、それから虐待が同じ表になっています。これはノーマライゼーション条例に基づいて、かなり以前から、その様式でやっていたということも当然あると思うんですけども、そういう運用を長年図っていきたいということです。

ただ、虐待に関わっては、虐待防止法という法律が2012年からできていること、それから差別解消法もその後できて、そしてこの春から民間事業者も含めて完全施行されているってことがあって、内容がかなり虐待とは対応が違うってことがありますので、この表を分けたらどうかという意見があったと。それに関わって、この相談支援指針自体は、この委員会だけで所掌する事項ではありませんので、他の委員会にもかけなければならないということでございますから、この場で、どういう形で、相談票を最終的に持っていくのかというのを御議論いただきたいという、そういう趣旨かと思います。

さて、修正のポイントについても、先ほど少し御説明させていただいたかと思うんですけども、意見が反映された状態で、今の差別の相談票というのができているかと思います。

今、画面共有していただけるのが最終案ということですが、少しポイントのようなことを説明いただけるとありがたいかなと思うんですけども、もし事務局の方で追加で御説明いただけるようであれば、是非、御説明をお願いできますか。

(事務局)

すみません、障害政策課竹鼻です。

今回のポイントとしては、先ほど御説明させていただいたところも、大きなところにはなるんですけども、今まで相談内容ということで、大きく1つの枠にまとまっていて、そこにそれぞれ対応した職員が、自分でこんなようなことをっていうことで聞き取った内容であったりとか、筋道みたいなものを立てながら、ある程度自由にと言いますか、そういった形で記載いただいていたところなんですけれども、それぞれ今回このどのような場面とか、どのような対応をされたかっていうことを相談内容とは別で、ある程度分ける形で、表の方にまとめさせていただき、こうすることで、対応した職員以外の者が、内容を確認する際にある程度の絞った形で確認をできるようにってところも、1つポイントとして変更したところになります。

また、今まではその相談内容のところに差別的取り扱いとか、合理的配慮の提供

かっていうところで、どちらに該当するかとか、そのような辺りも記載をしていなかったもので、それぞれどっちに対応するかっていうのを、確認をしながらこっちではないかっていうことに沿って話をできるように、最初にチェック項目と言いますか、項目を立てるような形で、追加しているところです。

その他、希望する対応っていうところで、今回新たに入れていているところなんですけれども、ここについても、ある程度、相手にこんな相談されたっていうのは伝えてもいいかとか、事前に確認はしていたところではあるんですが、話を聞いている中で漏れが生じてしまったりとか、実際にどう対応して欲しいっていうのが、相談者の方から、いくつか出てきてしまって、主訴はどこなのかとか、その辺りが分からなくなってしまうということも実際に相談を受けている中で感じるころではあったので、このような形で、ある程度4つに分けて、どのような対応を希望するかっていうところを入れたところがポイントかなと思っております。以上です。

(大村委員長)

御説明ありがとうございます。

障害者差別解消法に基づいて、どのような対応を求めるかであるとか、それから具体的にその誰からどういう場面で起きたかっていうのを記録する、実際に対応する職員の方でも分かる。

そして、記録として、他の人が見ても分かる、そういう書式に変更されているということですね。それから、個別の具体的な、例えばどここの福祉サービス使ってますみたいな状況については、割愛してくださっていて、虐待の場合にはそういう情報が必要ですけども、差別ではそうではない場面が多いかなと思うので、その辺りは割愛するという形で、かなり様式上、工夫は凝らされているのかなというふうに思っております。

さて、ここからですね委員の皆様方に、この様式の変更につきまして、御意見あればというふうに、いかがでしょうか。

(藤本委員)

はい、よろしいでしょうか。

(大村委員長)

はい、お願いします。

(藤本委員)

はい、藤本と申します。

特記事項という欄がありますが、現行の方では、括弧書きで、家族関係、経済状況等とあります。確かにこのようなこと書かなくてもいいのかなと。必要がなければ書かないでいいわけですけども、新しいものについては、ただ特記事項とあって、どのようなことを書けばいいのか示されておられません。これを見た時に、特記事項だけで、書く時に聞けばいいことかもしれませんけれども、何かその特記事項だけ書かれていた時に、クエッションマークが出るのではないかなと思いましたので、なぜ、その家族関係、経済状況等を外したのかお伺いしたく、手を挙げました。

(大村委員長)

今の御質問に対して、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木です。

特記事項については、旧の様式で必要のない事項についてはもう記載する必要がないということで、削った方がいいんじゃないかという意見を受けて、削った部分があるんですけども、今、藤本委員が仰られた通り、ただ、特記事項という項目だけだと、何を記載したらいいのか分からないっていう御意見もあるかと思いますので、記入例的なものを用意するとかで、補足するような形、後は、アスタリスクで注記をつけたりとか、そういったやり方も必要じゃないかなと今思ったところです。その辺も含めて、御意見検討していけたらなと思います。

(大村委員長)

藤本委員よろしいでしょうか。

(藤本委員)

はい。家族関係、経済状況等というのは、書く必要はないんだったら、必要ないというような趣旨で削ったんでしたら、この特記事項そのものがなくてもいいのかなと思っております。特記事項という項目自体が必要ないのではないかなと。他のところで処理できるのでしたら、削除してもいいのではないかなと思いました。

皆様方いかがでしょうか。

(大村委員長)

特記事項というのが…今、画面共有ってとられていますかね、当該の場所を拝見してもいいですか。

はい、特記事項というのがあって、特記事項自体を削除してもいいんじゃないかっていうのが今の御意見だったかなというふうに思っておりますけれども、これを残すか残さないかというところだと、例えば、書かなくてもいいけれども、あった方が望ましいのかどうかっていうのが、ちょっと私達も判断できない部分もあるのかなと思って伺ったんですけども、今回の改正最後ではないようにも思い、今回1回対応したから、次、ずっとこの様式を変更しないというわけではなさそうかなと思うので、余地を残すのは問題なさそうかなと思いながら拝見していましたが、ただ、今仰るように、家族状況や、それから経済状況によって、差別か差別じゃないかが変わるってことは多分有り得ないと思うので、特記事項に何を書くのかっていうのを少し精査した方が良くかと思しますので、差し支えなければ事務局の方で様式の例を示す時に、その辺りのところを御検討いただくっていう形ではいかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木です。

そうですね、今委員長が仰られた通り、実際に記載例を作成していく中で、何も使

う余地ないよねということになれば、相談内容の他のところで事足りてしまうんじゃないかということになると思うので、不要部分になってくるかと思いますし、使っていく中、記入例を考えていく中で、改めて検討していければと思います。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

これ、様式に関わることなので、少し支援課や支援センターにお伺いできるとありがたいかなと思うんですけども、今この場には、支援課さんはいらっしゃいますか。

(事務局)

今、支援課はいません。

(大村委員長)

大宮区さん…後、支援センターですと、岩槻区ささぼしの竹野谷さんがいらしてくださっているのかなと思うんですが、少しユーザー側の視点で、様式について、特記事項、御意見あればいただければと思いますが、いかがですか。

(竹野谷臨時委員)

はい、岩槻区障害者生活支援センターささぼしの竹野谷です。聞こえますか。

はい、そうですね、私もこの特記事項ってどういうことなのかなって、自分も最初に思ったところではありまして、何かその相手方について、特別何か、どういうことをお伝えすればいいのかっていうのが示されていれば、記入できるかなと思いますし、ちょっとイメージがどんなもんなのかなっていうのは、私もお伺いしたかったところです。

ただ、やっていく中でももしかしたら、何か記載したいこととかが出てくるかもしれないので、場合によっては、ちょっとイメージが湧かないですけど、残しといていただいて、何か記入するものがあれば、ここに記載してっていうことで、あってもいいのかなあというのをちょっと思ったところです。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

先ほど議論した事案のことを私も思い出しながら拝見していたんですけども、具体的な事案なので、傍聴者がいる中で詳細にはお伝えできないのですが、実際に交渉しなければいけない相手が2つ3つに跨るとかってことも当然あり得るのかなというふうに思っていて、相手方の欄を書くのに、ちょっと書きづらかったり、それから複雑な事案については、特記事項があった方がよさそうかなという印象を私も持っていたんですけども、そういうことも含めて、少し御検討いただけるといいかなと思います。ありがとうございます。

はい、そうしましたら他にも少し御意見、また御疑問や質問などを伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

そうしましたら今、3人から手が挙がっていますけれども、私から見える順で、清水臨時委員、佐野委員、月岡委員の順でお話をお伺いしたいと思います。時間の都合

上、続けてお話を伺っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
では清水臨時委員から、お願いいたします。

(清水臨時委員)

はい、清水でございます。

相談対象者として、外国人の方が想定されるのであれば、少なくとも生年月日については、西暦も記載した方がいいと思います。以上でございます。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。西暦表記した方がよろしいという御意見です。
そうしましたら続いて、佐野委員お願いいたします。

(佐野委員)

はい。相談者の方の、どういう方が相談できるかっていうところなんですけれども、さいたま市民の方だけでなく、通勤、通学をされている方も対象になるということであれば、これは本人住所の欄だけなんですけれども、その欄なりに、居住、通勤、通学みたいな形で、その人がどういう属性であるかを示すような枠組みがあった方がよろしいかなと思いました。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

ノーマライゼーション条例の枠組みに従って、チェックできる項目があった方がいいのではないかと御意見かと思います。

はい、続いて月岡委員お願いします。

(月岡委員)

はい。特記事項については、大村委員長と同じ感想を持ちました。私もその点について、そう思ったところです。

また、今挙げた意見と同じところなんですけれども、さいたま市の通勤、通学についていうところについては、何かチェックボックスみたいのをつけるといいのかなと。市内に通勤にチェックとか、さいたま市内の学校に通学にチェックとかつけるところがあるといいんじゃないかと思いました。

最後が、相手方の事業者の欄。その他のところは、終わりのところは括弧が2つついているんですが、これは誤植なのかと思った次第です。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、今の御意見、3つ続けてお伺いしましたけれども、事務局から返答があればお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

今、御指摘いただいた西暦であつたりとか、本人の属性につきましては、検討させていただく必要があるのかなと思っております。

加えて、相手方の最後の括弧、事業所全体をくくる括弧とその他をくくる括弧なので、誤植ではありません。

(大村委員長)

なるほど、今の2重括弧の話ですけれども、確かにでも見たら分かりづらくなって思いますので、少し工夫の余地がありそうですね。

はい、今の御発言いただいた清水臨時委員、佐野委員、月岡委員いかがでしょうか。

(月岡委員)

月岡です。ありがとうございます。

(佐野委員)

ありがとうございます。

(大村委員等)

清水臨時委員いかがですか。

(清水臨時委員)

はい、お願いいたします。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

そうしましたら、他にこの差別の相談票に関わって、御意見おありになる方いらっしゃるか。

はい、川津臨時委員お願いいたします。

(川津臨時委員)

はい、川津です。

これ票はそのままでもいいんですけれども、もし聞こえない人が相談に来た場合には、電話は使えません。FAXかメールになりますので、括弧書きでもいいんですが、FAXと括弧書きしていただくようお願いしたいと思います。

もう1つは、相談を受けまして、職員さんが聞いて、その後、評価等どうだったか、それを書く欄があった方がいいのかなと思います。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

川津臨時委員から御意見に対して、事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

ファックスは完全に失念していたのかなと思っております。後、所感部分についても検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

(大村委員長)

はい。続きまして、はい、手をたくさん挙げていただいている、私は非常に嬉しいところなんですけれども、森脇委員、荒井委員の順で、いただけますと幸いです。森脇先生お願いします。

(森脇委員)

はい、ありがとうございます。

手短にと思うんですけど、これ、最終形態としましては、紙ベースのみの提供になるっていう形なのか、若しくは何か職員の皆さんで記載される時には、データベースでやりとりされているのか、どういうファイル形式なのかっていうのをちょっと教えていただきたいなと思います。

その上でなんですけど、やっぱりちょっとこう表が、何て言いますか、右と左とっていうところで、職員の方の中にも障害のある方もいらっしゃるかもしれませんが、こういう表形式っていうのが、どれぐらい扱いやすいかっていう、ちょっと難しいかなというふうにも思っております、本人のところと相手方のところとを、はっきりと分かれるような書式にするであるとか、そういう書きやすい工夫っていうのもあるかなというふうに思っております。以上です。

(大村委員長)

はい、続いて荒井委員お願いいたします。

(荒井委員)

はい、荒井です。

一言だけ。欄外のところに、「相談の受付にあたっては、アクセシブルサービス(JIS)に基づくものにする」という表記を追記していただきました。ちょっと地味なところなんですけども、私が前回御提案させていただいたところ、大村委員長にも汲み取っていただいて、御配慮いただきありがとうございます。

これがあると、相談を受け付けた時に、個々の相談を受け付ける時に、ブレがなくなって、1つの拠り所があると、1つ1つの相談で導く時にブレがなくなっているのかなと思いますので、是非、これを活用していただいて、今後も対応していただければと思います。ありがとうございます。

(大村委員長)

はい、今の森脇副委員長、それから荒井委員からの御発言に関わって、事務局からございますでしょうか。

(事務局)

はい。事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

まず、森脇委員御指摘のデータ形式なんですけれども、Word形式で作らせていただいて、市の職員であったり、障害者生活支援センターの職員が利用しやすい掲示板だったりでデータを提供するとかして、最終的には、様式をお渡しする形になるんですけれども、それも含めて、本人と相手方の区分は、分かりづらい部分ありますので、枠線を工夫するとかして、上手く分かりやすくした方がいいのかな、と確かに私も感じたところでございます。

それと、荒井委員御指摘のJ I S規格の記載。こちら、我々さいたま市の職員も、職員対応要領とかで、配慮すべき事項等、ある程度、明確化しているところではあるんですけれども、J I S規格の基本的配慮事項も民間事業者のサービス提供者は気になければいけない部分ということで、色々検討する上での1つの要素が、ちょっと分かりづらい部分もあるかと思うんですけれども、これも参考にできると思いますので、このような形で提示させていただいて、差別事案を判断する際の参考にしていただければいいかなと思っているところでございます。

(大村委員長)

そうしましたら、他に御意見など、ちょうだいできればと思います。時間的にもかなり今制約がある状態になっていますけれども、この様式に関わって、他に御意見のある方いらっしゃるでしょうか。

よろしいでしょうか。

そうしましたら今、委員の皆様方から御指摘いただいた様々な御意見ですね、最後まで反映できそうなところが多数あるかと思しますので、こちら反映する形にさせていただいて、そして、この相談支援指針を所掌する会議体の方に送致するという形になるかと思えます。御協力どうもありがとうございました。

そうしましたら、続いて次の議題に移らせていただきます。

議題の4番目「その他について」、事務局から説明をお願いします。

議題4. その他

(事務局)

それでは、議題4「その他について」御説明いたします。その他としては、2点ございます。

まず1点目、こちらは御報告になります。参考資料2「改正障害者差別解消法の施行に伴い感じている変化について(令和6年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議意見まとめ)」を御覧ください。

こちらは、第1回委員会において、川津臨時委員よりいただいた御意見を基に、12月20日(金曜日)に実施しました、令和6年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議において、参加者の皆様からいただいた内容をまとめたものになります。皆様に事前にお送りした資料では、箇条書きの羅列になっておりましたが、委員長との事前のお打ち合わせの際に、意見ごとに番号が振ってあった方が分かりやすいのではないかと御意見をいただきましたので、画面には上から順に番号を付けた形の資料を表示しております。多くの御意見をいただいていたため、こちらでそれぞれの紹介は行いませんが、御意見にバラつきはありますが、従来よりは徐々に整ってきているとは感じるが、継続的に努力する必要があるとの御意見が多かったように思います。

2点目、参考資料3「障害者差別虐待に関するパンフレット」を御覧ください。こちらは、先ほどの議題1の周知啓発の取組の中でも紹介をさせていただいたものになります。第1回委員会において、周知啓発事業の年間計画を報告させていただいたところですが、その際、参考資料3のパンフレットについて、内容修正できないのかとの御意見をいただきました。

そこで、次年度の作成に向け、修正したい部分等がありましたら御意見をいただき、次年度以降、反映できるかどうか検討させていただきます。

その他については以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい。御説明ありがとうございました。

まず1点目が、市民会議の方で出された意見ということで、こちらは皆様方、御一読いただいて御参加いただいているかなと思いますけれども、この間の変化について記載されているかなというところです。

それで、ちょっと時間の制約があるので、この場で議論することがなかなか難しいかなとは思っているんですけれども、貴重なフィードバックだというふうに感じておりますので、このことをこの後、どんなふうに私達が生かしていくのかという観点で、御意見があればいただければというふうに思っております。

それから2つ目ですねパンフレットの方なんですけれども、こちららも変更せねばならぬとか変更した方がいいという、そういう御意見もあったので、どのような観点でいうのがあるかと思えます。個別具体的にこの文言をこう直すっていうのは、恐らくこの場で時間の制約があって難しいかと思えますが、こういう観点でここを直して欲しいということがあれば、お尋ねできればと思っております。

では、御意見おありになる方いらっしゃれば、挙手お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

はい、竹内臨時委員お願いいたします。

(竹内臨時委員)

はい、竹内です。

最近町を歩いていると、ヘルプマークカードをつけている人が結構増えてきています。ヘルプマークカードって実はどこに行ったら貰えるとか、どこで手に入るのかわかっていないんです。後、ヘルプマークカードの普及啓発も是非、前向きにやって欲しいなと思えます。目に見えない障害の方達が身につける非常に重要なカードだと思いますので、ヘルプマークカードについていれて貰えたらいいなと思えます。以上です。

(大村委員長)

はい、御意見ありがとうございます。

ヘルプマークカードについて、何かの形で啓発普及それから認知を上げる取り組みをして欲しいと趣旨というふうに受け取りました。

他に御意見のある方いらっしゃるか。一ノ瀬臨時委員お願いいたします。

(一ノ瀬臨時委員)

はい。このパンフレットなんですけれども、全体的に漢字が多いなと思ったので、色んな方が読めるように、フリガナというか、ルビがあった方がいいなって思いました。以上です。

(大村委員長)

はい、ありがとうございます。

ルビを振った方が或いは分かりやすい表現がって、御意見だったかと思います。

続いて、佐野委員お願いできますでしょうか。

(佐野委員)

はい。このパンフレットの真ん中のところ、2ページに渡っています。左右で1ページになるようになっていて、今日の周知啓発の中でもSNSを活用してというのがあったと思うんですけど、何でパンフレットこの形なんだろうって最初思ったんですが、恐らく、インスタグラムを念頭においての形なのかなと思ったんです。

そうすると2ページに渡ってしまうと、1ページで見られないので、できれば1ページずつにきちんとなるような形だと、より良いのかなというふうに思いました。以上です。

(大村委員長)

ありがとうございます。

デザイン上の工夫を考えたと方がいいのでは、という御意見だったかと思います。ありがとうございます。

続いて清水臨時委員お願いいたします。

(清水臨時委員)

はい。パンフレットに関してですけども、先ほどからお話出ている「建設的対話」というキーワードがとても重要だと思うんで、それが入るといいかなと思いました。以上でございます。

(大村委員長)

はい、「建設的対話」という文言が入るといいのではないかとということですね。ありがとうございます。

私、進行しながらで大変恐縮なんですけど、差別解消法に係る指針が内閣府の方で、新しく昨年の丁度今ぐらいの時期に出ていて、非常に分かりやすく具体的に確かなっていったかと思います。合理的配慮の提供の義務違反の例なんかも出ていたり、かなりこう事案ベースで分かりやすくなっているかなと思いますので、少し参照しながら最近のものにバージョンアップできるといいかなと個人的には思っております。

はい、他に御意見いかがでしょうか。

引き続き、このパンフレットを使って、とにかく市内に広報していくってそういうことかなと思いますので、時間の制約があって、なかなか御発言できなかった方もいらっしゃるかと思うのですが、お気づきのことがありましたら、事務局の方にお知ら

せいただけると、来年度以降、検討する材料になるのかなと思いますので、併せてお願いできましたら幸いです。

今までの御意見に関わって事務局からいかがでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

そうですね、特にパンフレットに関していただいた御意見については、今後、改定なり視野に入れる際の検討材料とさせていただきたいと思いますので、どうもありがとうございます。それ以外にもありましたら、事務局の方にメールなりで御連絡いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、そうしましたら議題の4番目に関わっては以上でよろしいでしょうか。

こちらで御用意した議題については以上ですけれども、皆様方の方で他に追加の議題がある方いらっしゃるでしょうか。

荒井委員お願いいたします。

(荒井委員)

議題ということではないんですが、ちょっとこの場で提起しておきたいことが2点ほどございます。

2点とも以前この委員会でも話題に上っていたことで、1点は、駅の無人化の話です。実は何年か前にこちらの委員会でもその点について指摘がされていて、障害政策課の方でも市内の状況を調べていただいたりとかっていうことをしていただきましたけれども、その後、市でもできることに限界があるということで、そのまま停滞しているというか、そのままになっているかと思いますが、最近たまたま、さいたま市の福祉のまちづくり推進協議会というのがあると思うんですが、その中のバリアフリー整備部会で、バリアフリー法に基づく重点整備地区を指定して、スパイラルアップで整備していくっていう事業があって、交通政策課さんが多分取りまとめていらっしゃるところで、そのバリアフリー整備部会の中で、やはり委員の中から「駅の無人化で困っている」といった意見が複数出ているということでした。全く違った部会でこういった意見が出ているので、障害者権利擁護の面と、それから施設整備の面という、2つの部会で何か協力できることがあるんであれば次年度以降協力しながら、障害政策課と交通政策課で、権利擁護委員会としても何か新しいものができていったらいいなと思いますので、次年度以降にはなるとは思います、何かコメントをいただけたらと思います。

それからもう1点が、災害時の支援に関してなんですけれども、こちらもこれまで何度も出ていて、世の中で災害発生時に取りまとめをするような部門の中に、是非、障害のことが分かる方を入れていただきたいなというふうに最近感じています。

古い例ですが、東日本大震災の時には、簡易トイレというかは、支援物資として受け入れたんだけど、多目的トイレは支援物資という形で受け入れて貰えなかったというのがあったと聞いています。差別解消法もできて、合理的配慮の提供、当然障害を持った方が多目的トイレを使えるといったことが必要であるにも関わらず、行政

が断ってしまうというような事例ですので、そういったことがないように、是非、障害のことを分かる方というのが司令塔の中にいていただきたいなというふうに思います。

また先日、県の障害者福祉推進課の方とお話をする機会があったんですけども、県の方でも、さいたま市が何か対応に困っているようなことがあれば、相談していただければ、法律の解釈であるとか或いは方向性についてアドバイスができます、というようなことも仰っていました。

是非、何か困るようなことがあれば、県とも連携しながら進めていただけたらなと思いました。以上です。

(大村委員長)

荒井委員から御意見をいただきました。

施策の枠組み、それから、推進していく体制に関わる御意見、そのような御意見かと思えますけれども、事務局の方で今の御意見を受けて何かございますでしょうか。

(事務局)

はい、事務局、障害政策課ノーマライゼーション推進係荒木でございます。

駅の無人化に関する御提言であったり、それから災害時の支援に関する当事者の御意見であったり、いずれも都市局、交通政策課であったり、災害の方は、総務局、防災課の方と連携してやっていく必要があることですので、御意見を伝えさせていただくとともに、我々も連携して、進めていきたいと考えているところでございます。ありがとうございます。

(大村委員長)

荒井委員よろしいでしょうか。

(荒井委員)

はい、ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(大村委員長)

はい、こちらで用意した議題は以上になっていますけれども、皆様方の方で追加の議題などあるでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、そうしましたら皆様方に、本日は建設的に積極的に議論いただきまして、3つのことを決めることができました。どうもありがとうございました。進行に御協力いただいたことに心から感謝申し上げます。

それでは、こちらで全ての議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

はい、本日は長時間にわたり貴重な御意見をちょうだいいただきまして、誠にありがとうございました。

なお、委員の皆様につきましては、ひとまず今年度末をもって任期満了となります。

委員の皆様におかれましては、この2年間、本市の障害者施策の推進に御尽力いただきましたことに、改めて御礼申し上げます。

次期委員につきましては、今後選任の手続を行う予定でございます。改めて委員をお願いさせていただく方もいらっしゃるかと存じますが、その際にはまた引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

なお今後、年度末までに、異動等あった方がいらっしゃいましたら、大変お手数ですが事務局までその旨御連絡いただけますようお願いいたします。

次年度の会議予定につきましては、決定次第、御連絡させていただきます。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会とさせていただきます。委員の皆様には、会の進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。